

戰時補償特別稅法改正に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月五日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年貳月拾六日

戦時補償特別税法改正に関する質問主意書

本法の條項中この特別税ぐらい不当なるはない、戦争のため、資産以下に制限されたる保険契約に加入し、特別多額の拂込金を課せられ二重の苦惱したる國民が、戦災により得た唯一の生命の綱の保険金を竹の子生活で家も田畠もなく、疎開地の物置か寺院の片隅に生活しておつて、生活上食い込み何にも無くなつた今日、本法により、その支拂いたる金を返せといふのであり、その期間が、僅かに貳ヶ年以内であるが、これを更に二ヶ年又は三ヶ年延期すべきである、片山内閣は人道主義の稀有の善政内閣で、歴史に残る本法の一部改正すべきであるが御所見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。